

報告第 8 号

専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第 3 条第 2 号の規定により、これを報告する。

令和 6 年 4 月 22 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

専 決 処 分 書

丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月1日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

1 被解嘱者

コミュニティ名	氏名	備考
本島コミュニティ	三浦 安代	本島コミュニティセンター所長

2 解嘱年月日

令和6年3月31日

3 解嘱理由

コミュニティにおいて、推進員に対する推薦者の変更があったため

4 被委嘱者

コミュニティ名	氏名	備考
本島コミュニティ	十河 久美子	本島コミュニティセンター所長

5 委嘱期間

令和6年4月1日から令和7年6月30日まで（残任期間）

生涯学習推進員名簿

コミュニティ名	氏 名
城 北	片 山 和 雄 ※
城 西	武 田 尚 ※
城 乾	播 磨 謙 次 ※
城 坤	佐々木 茂 樹 ※
城 南	山 地 淳 之 ※
土 器	矢 野 利 枝 ※
飯 野	横 田 秀 樹 ※
川 西	横 田 昌 憲
郡 家	香 川 広 ※
垂 水	町 戸 吉 文 ※
本 島	<u>十河 久美子</u> ※
広 島	山 田 健 司 ※
栗 熊	喜 多 壽 子
岡 田	引 田 真 人 ※
富 熊	内 海 貴 支 ※
飯山南	進 和 彦
飯山北	原 田 伸 二

※…各コミュニティセンター所長

※____…被委嘱者

委嘱期間

令和5年7月1日から令和7年6月30日まで